

川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例の制定について

1 概要

川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例（以下「条例」という。）は、平成25年に成立しいじめ防止対策推進法（以下「法」という。）に基づき、いじめの防止等の対策のため、平成26年に制定したものの。

法第28条第1項では、児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときや、児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときには、いじめの重大事態として、事実関係を明確にするための調査を行うことが規定されており、本市においても、条例により川崎市いじめ問題専門・調査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、学識経験者や弁護士、医師の委員5人が重大事態の調査にあっている。

○川崎市いじめ問題専門・調査委員会の構成

氏名	所属等
岡田 守弘	東京医療学院大学 教授
小池 拓也	神奈川県弁護士会 湘南合同法律事務所 弁護士
田邊 麻耶	神奈川県弁護士会 ベイアヴェニュー法律事務所 弁護士
張 賢徳	六番町メンタルクリニック 院長
島内 智子	聖マリアンナ医科大学病院 神経精神科 医長

2 本市の重大事態の調査審議状況

重大事態の調査審議において委員は、会議における委員間での協議・検討、いじめの当事者である児童生徒及びその保護者からの聞き取り等の事実調査等を行っているほか、いじめの重大事態に係る調査報告書等の作成作業も行っている。

(1) 重大事態の調査審議の具体的な内容

- ア 調査方針の協議
- イ いじめの当事者等や教職員、その他の関係者からの聞き取り
- ウ いじめの当事者等への書面調査の検討
- エ 報告書作成の協議
- オ いじめの当事者等への調査経過の報告
- カ いじめの当事者等からの要望等への対応の検討
- キ 教育委員会への答申

(2) 直近の重大事態調査審議の状況（令和4年12月末時点）

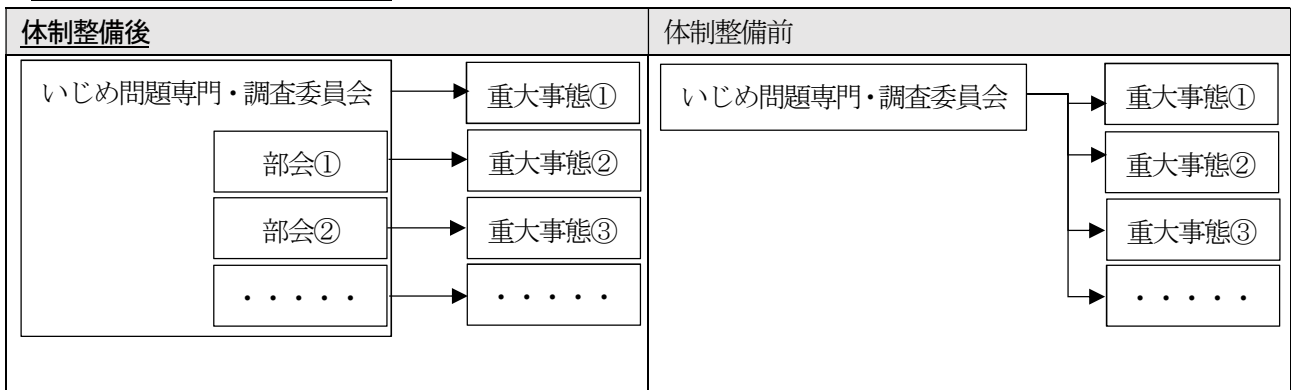
	校種	諮問日	答申日	会議等の回数
重大事態1	小学校	令和元年12月27日	令和4年3月8日	32回
重大事態2	中学校	令和2年2月14日	継続中	45回
重大事態3	小学校	令和3年7月21日	継続中	17回

(3) 重大事態への対応状況

現在、5人の委員で、2件の重大事態の調査を行っているものの、各委員は、本職もありながら、調査審議を行っているため、会議等は概ね月に2回程度となっていることや、1回の会議等で複数の重大事態の調査審議を行うことは困難であることから、委員会における調査審議が長期化している。

3 重大事態への対応の迅速化

現在、委員が、複数の重大事態を担当し、調査審議に時間を要し、重大事態調査が長期化していることから、対応を迅速化するため、条例を改正し、複数の重大事態が発生した際には、重大事態ごとに部会を設置し、調査審議を行う体制を整備する。



4 条例改正の主な内容

(1) 部会の新設

複数の重大事態が発生した場合において、必要に応じて部会を設置することができるよう規定する。また、迅速な調査審議のため、部会の決議をもって委員会の決議とすることができるよう規定する。

(2) 臨時委員の新設

複数の重大事態が発生した場合において、必要に応じて臨時委員を委嘱することができるよう規定する。また、委員と同様に臨時委員は、教育、心理、福祉、法律等に関する専門的な知識経験を有する者と規定する。